

野外焼却（野焼き）禁止の例外規定

野外焼却（野焼き）は原則禁止されていますが、廃掃法施行令第14条により以下の行為については例外として扱われます。

例外とされているもの	具体的な行為の例
国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	河川管理者が河川管理のため又は道路管理者が道路管理のために伐採した草木等の焼却
震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却	災害時の復旧対策や応急対策、火災予防訓練など
風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	どんど焼きやお焚き上げによる不要となったお守りや人形の焼却、寺院における不要となった塔婆等の焼却など
農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	農業者が農地管理又は病虫害駆除のために行う稲わらや農作物残渣又はあぜ道や用排水路等を除草した刈草等の焼却、林業者が行う伐採した下枝の焼却
焚火その他日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	風呂焚きや暖をとるための薪や木くずの焼却、バーベキュー、キャンプファイヤーなど

例外行為であっても、焼却される場合は次のとおり周囲の環境に配慮し、苦情が出ないように努めてください。

そのほか、野外焼却をする場合は管轄する消防署へ『**火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為の届け出書**』の提出が必要となります。〈問合せ先：松本広域消防局 麻績消防署 67-2992〉

1. 火災に十分留意して消火するまでその場を離れない。
2. できるだけ住宅等から離れた場所を選び、風向きや時間帯を配慮する。
3. 燃やすものをよく乾燥させ、焼却は必要最小限とするほか、少しずつ焼却する等煙の発生が少なくなるよう配慮をする。

上記を満たせない場合は可燃ごみとしてごみ袋に入れてステーションに出してください。なお穂高クリーンセンターにおいても可燃粗大ごみとして有料で受け入れ可能です。〈問合せ先：エコサービスあずみ野(株) 82-1700〉

また、例外行為であっても次のような場合は行政指導の対象となりますのでご注意ください。

- ・周囲の環境へ影響を及ぼしている場合
- ・煙により道路車両や電車に事故等の可能性がある場合
- ・造園業、庭師などの事業者が排出した剪定枝などは、事業系一般廃棄物ですので焼却はできません。
- ・一般家庭ごみを混ぜての焼却や、廃プラスチック等の産業廃棄物の焼却はできません。